

## インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

## 警視庁サイバー犯罪対策課

## 最近の条例違反に学ぶ

違反の絶無に向けた取組を徹底してください

## 事例研究

ネットカフェAは、来店した顧客がパソコンの利用を希望したため本人確認書類の提示を求めたところ、陸上自衛官身分証明書の提示を受けた。

当該書類は防衛省が発行し、氏名と生年月日が記載されていたことから、番号等を記録したうえ入店させた。

ネットカフェAは適正な本人確認を行ったといえるか。

A. 適正な本人確認を行ったとはいえない。

## 解説

## インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則

第8条 インターネット端末利用営業者が提示を受ける書類は、次に定める書類のいずれかとする。

ア～オ …略…

カ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（通知カードを除く。）

陸上自衛官身分証明書は官公庁から発行された書類なので、上記カの前半部分には該当しますが、住居の記載がないため後半部分には該当しません。

よって、陸上自衛官身分証明書は本人確認書類であるとはいえず、顧客から提示を受けても個室内でパソコンを利用させるサービスを提供することはできません。

なお、航空及び海上自衛官身分証明書も、同じ理由から本人確認書類には該当しません。

## 本人確認とは・・・

条例で定められた書類で、顧客の氏名、住居及び生年月日(本人特定事項)を確認することです。

氏名 ○○○○

住居 ▲▲▲▲

生年月日 □□□□

氏名 ○○○○

生年月日 □□□□

※例外として、旅券で住居が確認できない短期滞在の外国人の顧客については、国籍と旅券等の番号の確認で本人確認ができます。